

留萌市建設工事等競争入札参加資格審査申請の手引き(定期・中間年申請用)

留萌市が発注する工事の請負契約、測量業務の委託契約及び工事に係る業務の委託契約の入札参加を希望する方は、下記の要領に従い申請書を提出してください。

1 基本的資格要件（令和6年1月1日現在）

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を行うことができません。

- (1) 特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、未成年者）及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 次のア～キのいずれかに該当すると認められる者及び代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者が次のア～キのいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後3年を経過しない者。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者。
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - キ 前記アからカの規定により競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (3) 留萌市税等（市税外使用料等を含む。）、本店所在地の市町村税（又は都税）又は消費税及び地方消費税を滞納している者。
- (4) 留萌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員を役員、代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用している者。
- (5) 留萌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第3号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

2 工事の請負契約の資格要件

次の各号に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 令和6年1月1日現在において、建設業法第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けてから継続して2年以上当該建設業を営んでいること。
- (2) 資格審査の申請をする日（その日が令和6年4月1日前である場合は、令和6年4月1日）の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度の終了の日（以下「決算基準日」という。）以降に(1)に規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）及び同法第27条の29第1項に規定する総合評定値の結果通知を受けていること。
- (3) 決算基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、(1)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。
- (4) 健康保険法に基づく健康保険、厚生年金保険法に基づく厚生年金保険及び雇用保険法に基づく雇用保険（これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。）に加入していること。

3 工事請負契約の等級区分

工事の請負契約のうち、土木（とび、土工、コンクリートを含む。）工事、建築工事、電気工事、管工事及び水道施設工事に係る留萌市に住所又は本店を有する競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案した上で、市長が別に定める工事予定価格に対応する等級に格付します。

- (1) 客観的審査事項 平成20年国土交通省告示第85号に定める項目
- (2) 主観的審査事項 工事施工成績

4 測量及び工事に係る業務の委託契約の資格要件

次の各号に掲げる要件を満たす必要があります。

- (1) 令和6年1月1日（随時申請の場合にあっては、申請しようとする月の初日）現在において、継続して1年以上その事業を営んでおり、かつ、直前1年間にその事業に係る売上高を有していること。
- (2) 建築物の設計における競争入札参加資格者は、建築士法第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。
- (3) 測量における競争入札参加資格者は、測量法第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

5 資格の有効期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

6 提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 郵送または提出場所へ持参

※ 提出場所の混雑防止のため、市外業者の方におかれましては郵送での提出にご協力ください。

(2) 提出期間 令和6年1月15日（月）～令和6年2月2日（金）（土・日曜日を除く。）

※ 持参による受付時間 9:00～11:30 13:00～16:00

※ 毎週火曜日は、入札のため、受付時間が午後1時から午後4時までとなる場合があります。

※ 郵送については、令和6年2月2日消印のものまで有効とします。

(3) 提出場所 〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地 留萌市総務部財務課契約係（留萌市役所2階）

(4) 郵送の場合の注意事項

- ・ 封筒に「令和6年度入札参加資格審査申請書類在中」と赤字で明記してください。
- ・ 受付票の返送に必要なため、返信用封筒（宛名、切手貼付）を同封してください。
- ・ 書留郵便、レターパックなど書類の送達の実績が確認できる方法としてください。
- ・ 郵便事故等につきましては、本市ではいっさい責任を負いかねます。

(5) 持参の場合の注意事項

提出場所では書類の受け取りのみとし、申請書類の確認及び受付票の送付は後日となります。受付票の返送を希望する場合は、返信用封筒（宛名、切手貼付）を持参してください。

7 提出書類

- (1) 申請書類一覧（定期申請用）を参照してください。
- (2) 書類は「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」（作成要領）に従って、様式番号順に綴ってください。ただし、市町村共通様式（様式9・10（付票））については、ファイルに

綴らず別に提出してください。

(3) 添付書類は拡大、縮小してA4サイズに統一して提出してください。

8 提出書類の注意事項

(1) 市町村共通の様式については、「北海道内各市町村の入札参加資格審査申請の手引」(作成要領)に従って記入してください。

(2) 建設業法第3条第1項における土木工事業、建築工事業、解体工事業の許可を受けている方のうち、解体工事の入札に参加を希望する場合は、建設工事入札参加資格審査申請書付票(市町村共通様式【様式9】)の「09番項」の格付等級の空欄に「解体」と記載し、当該欄に対応する希望欄に「○」を記入してください。

(3) 建設業法第3条第1項における土木工事業、とび・土木工事業の許可を受けている方のうち、道路維持工事の入札に参加を希望する場合は、建設工事入札参加資格審査申請書付票(市町村共通様式【様式9】)の「09番項」の格付等級の空欄に「道維持」と記載し、当該欄に対応する希望欄に「○」を記入してください。

(4) 建設業法第3条第1項における土木工事業、とび・土木工事業の許可を受けている方のうち、公園維持工事の入札に参加を希望する場合は、建設工事入札参加資格審査申請書付票(市町村共通様式【様式9】)の「09番項」の格付等級の空欄に「公維持」と記載し、当該欄に対応する希望欄に「○」を記入してください。

(5) 経営事項審査の結果通知(総合評定値通知書)

申請時において提出した経営事項審査の結果通知の審査基準日(決算日)から1年7ヶ月を経過した場合、一定額以上の公共工事を請負うことができなくなりますので、申請後に空白期間が生じないように決算期後に経営事項審査の申請を行い、結果通知の写しを提出してください。

(6) 履歴事項全部証明、現在事項証明書及び営業証明書(コピー可)

交付されてから3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

(7) 委任状(参考様式)

- 入札及び契約等の権限を支店・営業所等が受任した場合、本店からの委任状を提出してください。
- 委任期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

(8) 納税証明書(コピー可)

- 留萌市税を課税されている法人又は個人事業主は、市税の納税証明(証明区分:滞納なし(営業用)、全課税税目)を提出してください。
- 本店所在地の市町村税(特別区にあっては都税)の納税証明(全課税税目)を提出してください。
- 消費税及び地方消費税を課税されている事業者は、税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明その3又は納税証明その3の3)を提出してください。
- いずれの証明も申請書提出時の3ヶ月以内に証明を受けたものを提出してください。
- 徴収猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知(写)」等の猶予されていることが確認できる書類を提出してください。

(9) 同意書(第9号様式)

- 留萌市に納入すべき納入金(市税外使用料等)の調査を認めるもの。

(10) 誓約書(参考様式)

- 暴力団員または、暴力団関係事業者に該当しない旨の誓約と調査を認めるもの。

(11) その他必要と認める書類

9 審査

(1) 申請書類の審査は、提出後の事後審査とし、入札参加資格、申請書及び添付書類の記載内容等について審査します。

郵送、持参ともに書類をお預かり後に、不備のないことを確認いたします。受付票の返送に必要なため、返信用封筒（宛名、切手貼付）を合わせてご提出ください。

(2) 不備等があった場合

書類等に不備があった場合、FAX又は電話で申請書等の訂正又は再提出を指示することがあります。

(3) 申請書類等に不備があり申請書の訂正等の指示後、特別の事情がなく15日以内に書類等が届かない場合は、申請の意思がないものとみなし、「申請不受理」の取扱いとする場合があります。

(4) 審査結果については、次の方法により登録者名簿及び等級区分を公表しますので、ご確認ください。（結果通知は廃止しています。）

- ・ 留萌市役所都市環境部閲覧室にて令和6年3月下旬より公表予定。
- ・ 留萌市ホームページにて令和6年3月下旬より公表予定。

10 資格の消失

(1) 資格要件に定める要件を欠くこととなったとき。

(2) 資格申請を行っている業種に関し必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。

(3) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の記載をしたことが判明したとき。

11 変更届

申請内容（社名、代表者、所在地等）に変更、又は登録後、営業を相続、合併又は譲渡により変更が生じた場合は、市町村共通の様式中の変更届と必要な添付書類を提出してください。

12 その他

留萌市内に事業所を有する方は、申請書類一覧（中間審査用）を参照して、該当する書類を提出してください。

期間内に書類の提出がないときは、入札参加資格の有効期限（令和6年3月31日）で資格が終了（失効）となりますので注意してください。

※ 不明な点は、財務課契約係（TEL0164-42-1803 内線 285・286）までお問い合わせください。